

感推第853号
令和4年9月21日

一般社団法人岐阜県医師会長様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
ワクチン接種対策室長

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金の
交付申請（10月以降分）の変更点について（通知）

平素より岐阜県の新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

岐阜県では新型コロナワクチンの個別接種を行った医療機関の内、国が定める一定の要件を満たした医療機関を対象に10月以降の実績分にかかる交付金申請書の受付を開始します。本来であれば、申請受付開始月の前月頃に周知しているところではありますが、追加要件等、変更点がありますので、事前に案内させていただきます。

なお、対象期間については、現時点では未確定ですので、決定次第改めて案内させていただきます。

個別接種を実施する各医療機関に対しても個別に案内する予定であることを申し添えます。

記

1. 送付資料

・受給ガイド（暫定版）

（※交付要綱や申請書等、必要な書類は以下の県ホームページからダウンロードをお願いします。）

（県HP：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/161362.html>）

2. 変更点

- i 「①診療所における取組」及び「②病院における取組」のうち「・50回以上／日の接種を行った場合」にかかる支援については、従来の1日50回とする接種回数の要件に加えて、時間外、夜間または休日（※）に、接種体制を用意していることを要件に追加します。
なお、「②病院における取組」の支援については、11月末までとします。

ii 「①診療所における取組」のうち、週 100 回（150 回）以上の接種を一定期間中に 4 週間以上行った場合の支援についても、週 100 回（150 回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していることを要件に追加します。

（※）時間外、夜間または休日の考え方（接種費用の時間外・休日の接種に対する加算の考え方とは異なるためご留意願います。）

時間外：当該医療機関の標榜する診察時間以外の時間

夜 間：18 時以降（医療機関の診察時間に関わらない）

休 日：土日祝日（医療機関の診察時間に関わらない）

条件（50 回、100 回（150 回））の達成となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）も計上して差し支えありません。

3. 問い合わせ先

【申請方法等に関するここと】

・県 コールセンター

受付時間：平日 9 時～17 時（年末年始を除く）

電話番号：080-7990-7743

080-7990-7747

080-7990-7762

080-7990-7796

4. その他

令和 3 年 12 月 1 日以降、接種負担金の時間外・休日加算額の請求方法・請求先が変更になりました（接種負担金の請求方法と一体化されました）ので、ご注意ください。

（※県へ申請する個別接種促進事業費交付金の提出方法に変更はありません。）

(参考)

①診療所における取組	延長期間	10月以降の追加要件
週 100 回以上の接種を指定する 2カ月の間に 4 週以上行った場合	令和 5 年 3 月末まで	それぞれの 1 週間のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること
週 150 回以上の接種を指定する 2カ月の間に 4 週以上行った場合		
50 回以上／日に接種を行った場合		時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること

②病院における取組	実施期間	10月以降の追加要件
50 回以上／日に接種を行った場合	令和 4 年 11 月末まで	時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること
特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、指定する 2カ月の間に 4 週間以上あった場合	令和 5 年 3 月末まで	従前通り

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課			
ワクチン接種対策室 総務係			
係 長	福 留	担 当	小 出
TEL 058-272-1111 (内線 2768)			
FAX 058-278-3589			

感推第 853 号
令和 4 年 9 月 21 日

新型コロナワクチン個別接種実施医療機関 代表者様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課
ワクチン接種対策室長

岐阜県新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金の
交付申請（10月以降分）の変更点について（通知）

平素より岐阜県の新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

岐阜県では新型コロナワクチンの個別接種を行った医療機関の内、国が定める一定の要件を満たした医療機関を対象に10月以降の実績分にかかる交付金申請書の受付を開始します。本来であれば、申請受付開始月の前月頃に周知しているところではありますが、追加要件等、変更点がありますので、事前に案内させていただきます。

なお、対象期間については、現時点では未確定ですので、決定次第改めて案内させていただきます。

なお、本通知は個別接種を行っている県内すべての病院・診療所に送付しておりますので、該当の無い医療機関におかれましてはご容赦願います。

また、本件についてはきめ細かい周知を図る観点から、県医師会及び県病院協会を通じても案内をしておりますことを申し添えます。

記

1. 送付資料

・受給ガイド（暫定版）

（※交付要綱や申請書等、必要な書類は以下の県ホームページからダウンロードをお願いします。）

（県HP：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/161362.html>）

2. 変更点

i 「①診療所における取組」及び「②病院における取組」のうち「・50回以上／日の接種を行った場合」にかかる支援については、従来の1日50回とする接種回数の要件に加えて、

時間外、夜間または休日（※）に、接種体制を用意していることを要件に追加します。
なお、「②病院における取組」の支援については、11月末までとします。

ii 「①診療所における取組」のうち、週 100 回（150 回）以上の接種を一定期間中に 4 週間以上行った場合の支援についても、週 100 回（150 回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していることを要件に追加します。

（※）時間外、夜間または休日の考え方（接種費用の時間外・休日の接種に対する加算の考え方とは異なるためご留意願います。）

時間外：当該医療機関の標榜する診察時間以外の時間

夜 間：18 時以降（医療機関の診察時間に関わらない）

休 日：土日祝日（医療機関の診察時間に関わらない）

条件（50 回、100 回（150 回））の達成となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種（日中の診療時間内に行った接種等）も計上して差し支えありません。

3. 問い合わせ先

【申請方法等に関するここと】

・県 コールセンター

受付時間：平日 9 時～17 時 （年末年始を除く）

電話番号：080-7990-7743

080-7990-7747

080-7990-7762

080-7990-7796

4. その他

令和 3 年 12 月 1 日以降、接種負担金の時間外・休日加算額の請求方法・請求先が変更になりました（接種負担金の請求方法と一体化されました）ので、ご注意ください。

（※県へ申請する個別接種促進事業費交付金の提出方法に変更はありません。）

(参考)

①診療所における取組	延長期間	10月以降の追加要件
週 100 回以上の接種を指定する 2 カ月の間に 4 週以上行った場合	令和 5 年 3 月末まで	それぞれの 1 週間のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること
週 150 回以上の接種を指定する 2 カ月の間に 4 週以上行った場合		
50 回以上／日に接種を行った場合		時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること

②病院における取組	実施期間	10月以降の追加要件
50 回以上／日に接種を行った場合	令和 4 年 11 月末まで	時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること
特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、指定する 2 カ月の間に 4 週間以上あった場合	令和 5 年 3 月末まで	従前通り

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 ワクチン接種対策室 総務係			
係長	福留	担当	小出
T E L	058-272-1111 (内線 2768)		
F A X	058-278-3589		

診療所版 岐阜県 個別接種促進支援事業 受給ガイド（暫定版）
 (10月～11月分)

(1) はじめに、下記(a)または(b)の条件に該当するかご確認ください。該当する場合は、(a)または(b)を受給してください。該当しない場合は、(2)の条件をご確認ください。

	条件	交付内容	対象期間	申請先
(a)	<u>週100回以上</u> の接種を10月から 11月までに4週間以上行った場合 *10月以降の追加要件 それぞれの1週間のうち、少なくとも 1日は、時間外、夜間または休日に接 種体制を用意していること	週100回以上の接種をし た週における接種 2,000円/回	<u>決定次第</u> <u>通知します。</u>	
(b)	<u>週150回以上</u> の接種を10月から 11月までに4週間以上行った場合 *10月以降の追加要件 それぞれの1週間のうち、少なくとも 1日は、時間外、夜間または休日に接 種体制を用意していること	週150回以上の接種をし た週における接種 3,000円/回	<u>決定次第</u> <u>通知します。</u>	県

(2) 1日50回以上の接種を行った日がある場合((a)(b)に該当する日は除く)は、(c)を受給できます。
また、時間外・休日に接種を行った日は、医療機関が所在する市町村によって、(e)を受給できる
場合があります。申請方法等については市町村にお問い合わせください。

(注) 異なる週であれば、(a)と(b)を双方受給することができます。

例：8月の4週間に各100回/週の接種 (a)、9月の4週間に各150回/週の接種 (b)

	条件	交付内容	対象期間	申請先
(c)	<u>(a)と(b)の条件を満たさない週に</u> <u>属する日に、1日50回以上の接種を</u> <u>行った場合（時間帯・曜日不問）</u> *10月以降の追加要件 時間外、夜間または休日に接種体制 を用意していること	1日当たり定額： 10万円/日	<u>決定次第</u> <u>通知します。</u>	県

(e)	<p><u>時間外・休日に接種を行った場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日50回以上で(c)の交付を受ける場合、<u>時間外・休日の51回目以降の回数が対象</u> ・1日50回以上で(c)の交付を受けない場合、すべての回数が対象 ・1日50回未満の場合、すべての回数が対象 	<p>2,000円/回</p> <p><u>※制度の有無は市町村によって異なります。</u></p>	<p><u>決定次第通知します。</u></p>	市町村
-----	---	--	--------------------------	-----

(注) (e)の受給の例

- ・休日に60回の接種を実施
→ (c)により10万円を受給し、さらに51回目以降の10回分について、(e)により2万円(2,000円×10回)を受給。
- ・平日に60回(営業時間内30回、時間外30回)の接種を実施
→ (c)により10万円を受給しているが、時間外が50回を超えていないため、(e)の対象外。

【時間外、夜間または休日の考え方について】

	個別接種促進事業の追加要件における考え方	接種費用の時間外・休日の接種に対する加算における考え方
時間外	医療機関が標榜する診療時間以外	休日以外の日で、医療機関が定めている診療時間以外の時間
夜間	18時以降(医療機関の診療時間に関わらない)	
休日	土日祝日(医療機関の診療日に関わらない)	以下の①または②のいずれかに該当する日 ①医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日(休診日) ②日曜日及び国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日

病院版 岐阜県 個別接種促進支援事業 受給ガイド (暫定版)
 (10月～11月分)

(1) 1日に50回以上の接種を行った日がある場合は、条件により、下記(c)を受給できます。また、併せて(2)の条件もご確認ください。

なお、時間外・休日に接種を行った日は、医療機関が所在する市町村によって、(e)を受給できる場合があります。申請方法等については市町村にお問い合わせください。

	条件	交付金額	対象期間	申請先
(c)	<u>1日50回以上の接種を行った場合</u> <u>(時間帯・曜日不問)</u> *10月以降の追加要件 時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること *実施期間 令和4年11月末まで	1日当たり定額： 10万円/日	<u>決定次第</u> <u>通知します。</u>	県
(e)	<u>時間外・休日に接種を行った場合</u> ・1日50回以上で(c)の交付を受ける場合、 <u>時間外・休日の51回目以降の回数が対象</u> ・1日50回以上で(c)の交付を受けない場合、すべての回数が対象 ・1日50回未満の場合、すべての回数が対象	2,000円/回 ※制度の有無は市町村によって異なります。	<u>決定次第</u> <u>通知します。</u>	市町村

(注) (e)の受給の例

- ・休日に60回の接種を実施
 → (c)により10万円を受給し、さらに51回目以降の10回分について、(e)により2万円(2,000円×10回)を受給。
- ・平日に60回(営業時間内30回、時間外30回)の接種を実施
 → (c)により10万円を受給しているが、時間外が50回を超えていないため(e)の対象外。

【時間外、夜間または休日の考え方について】

	個別接種促進事業の追加要件における考え方	接種費用の時間外・休日の接種に対する加算における考え方
時間外	医療機関が標榜する診療時間以外	休日以外の日で、医療機関が定めている診療時間以外の時間
夜間	18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）	
休日	土日祝日（医療機関の診療日に関わらない）	以下の①または②のいずれかに該当する日 ①医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日（休診日） ②日曜日及び国民の祝日にに関する法律第3条に規定する休日

(2) 次の条件を満たす場合、(c)に加えて、以下の支援単価による所要額が追加で交付されます。

	条件	交付金額	対象期間	申請先
(d)	<u>特別な接種体制を確保した場合</u> （通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、10月から11月までに4週間以上ある場合	1人1時間当たり ・医師 7,550円 ・看護師等 2,760円	<u>決定次第通知します。</u>	県